

議第42号

呉市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
呉市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市漁港管理条例の一部を改正する条例

呉市漁港管理条例(平成12年呉市条例第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(占用の許可等) 第12条 管理漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	(占用の許可等) 第12条 管理漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2 略	2 略
3 第1項の規定による占用の期間は、 <u>1月</u> (<u>工作物の設置を目的とする占有にあつては、3年</u>)を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。	3 第1項の規定による占用の期間は、 <u>10年</u> を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

模範漁港管理規程例の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。